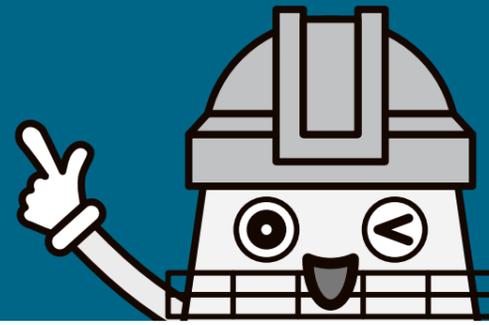


まちづくり 活動支援事業 補助金のお知らせ



町内団体・グループ等の皆さんの活動に対する補助制度です

この事業は、新たに実施する魅力あるまちづくり活動を支援するため、予算の範囲内において年間最大10万円（3年を限度）の補助金を交付するものです。

申請期限

令和3年5月31日(月)まで

※申請書類に不備等がありますと受理できませんので、必ず事前にご相談ください。

補助対象事業者

対象となるのは、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者です。

- 1 町内に拠点があり、かつ町内で活動する団体であること。
- 2 3人以上で組織され、その6割が町内に在住・在勤していること。
- 3 組織の運営に関する規約等があり、代表者を有すること。

補助対象事業

1	生活（地域）環境の清浄、美観の維持推進等の事業
2	里山保存、溪流保存等の事業
3	地域に広く人材を求め、古くから伝わる文化を保存する事業
4	魅力あるまちづくりにつながる事業
5	町の特産品等の開発事業
6	その他の事業で町長が特に認めたもの

申請書類

申請書・団体等の会則・会員名簿・事業計画・予算書の提出が必要となります。

※申請書は、役場産業観光課にあります。事前相談の際にお渡しします。

審査の方法

補助金の交付決定にあたり、書類審査のほか審査委員会でのプレゼンテーションを行います。

補助の対象となる経費

令和3年度に実施される活動経費のうち、

- ① 講師謝礼
- ② 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
- ③ 通信運搬費、広告料、手数料
- ④ 使用料、賃借料
- ⑤ 原材料費
- ⑥ 備品購入費
- ⑦ その他町長が特に認めたもの

その他事項

- 補助金交付決定団体数が多い場合は、補助金交付額が満額とならない場合があります。
- 不適切な活動や補助金の目的外使用があった場合、町に補助金を返還していただきます。
- 補助対象事業に該当する事業を10年以上継続している場合や過去に補助金の交付を受けた団体で、補助金交付後10年以上活動を継続している団体については、1年を限度に補助を受けることができます。

問い合わせ

役場産業観光課（第二庁舎2階）
☎ 65-1532



自分と家族の健康寿命の延伸のため、 健診を受けましょう

早期発見
早期治療

詳細な内容については、令和3年度ときがわ町健康カレンダーをご覧ください

人間ドック・併診ドックに助成しています 問 町民課 ☎ 65-0812

町では、国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者を対象に人間ドック及び併診ドックの受診費用の一部を助成します。

対象者 ①ときがわ町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方または後期高齢者医療制度に加入している方 ②特定健診またはいきいき健診を受診されない方 ③国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の滞納がない世帯の方

実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

集団健康診査のお知らせ

令和3年度の集団健康診査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受付時間ごとに定員を設け、規模を縮小して実施します。なお、今後の状況により、日程の変更や中止となる場合もあります。1日あたり100人の定員とし、定員を超えた場合は受診できないこともありますので、特定健診・いきいき健診の個別健診（6月1日～12月25日）の受診をご検討ください。高齢者の方や基礎疾患がある方は、感染した場合に重症化するリスクが高いため、集団健診での受診をお控えください。

会場 ①玉川トレーニングセンター 5月27日(木)・28日(金)

実施日 ②体育センター（せせらぎホール）5月30日(日)・31日(月)・6月1日(火)・2日(水)

国民健康保険特定健康診査 問 町民課 ☎ 65-0812

対象の方へ3月上旬に集団健診の申込書をお送りしています。（定員各日80人）[4月9日(金)締切]
対象者 ときがわ町国民健康保険に加入している40歳（年度末年齢）～74歳（健診日年齢）の方

いきいき健診 問 町民課 ☎ 65-0812

役場町民課へお電話でお申込みください。4月5日(月)から電話受付を開始します。（定員各日20人）
対象者 後期高齢者医療保険に加入している方、または75歳（健診日年齢）以上の方

若もの健診 問 保健センター ☎ 65-1010 ✉ small-change@town.tokigawa.lg.jp

保健センターへ電話かメールでお申込みください。

対象者 ときがわ町在住の20歳～39歳（年度末年齢）の方で職場等で健診を受ける機会のない方
生活保護を受給している方 ※必ず事前にお申し込みください。

前期集団がん検診

問 保健センター ☎ 65-1010

加入している健康保険に関係なく受けられます。実施日、受付時間、実施場所は、集団健康診査と同じです。

前期大腸がん検診（要申込）・肝炎ウイルス検診（要申込）・胸部レントゲン検査（申込不要）・肺がん（喀痰）検診（申込不要）

後期集団がん検診

問 保健センター ☎ 65-1010

9月～10月に保健センターで実施します。大腸がん検診は年に1回のみ受けられます。

胃がん検診（要申込）・後期大腸がん検診（要申込）・乳がん検診（要申込）・NEWレディースがん検診バック（40歳以上女性・要申込）乳がん・大腸がん・骨粗しょう症検診が同時に受けられます

個別がん検診

問 保健センター ☎ 65-1010

指定医療機関で実施します。

胃がん検診（要申込）・子宮頸がん検診（医療機関へ直接申込）・乳がん検診（要申込）

高齢者肺炎球菌ワクチン 令和3年度定期接種

問 保健センター ☎ 65-1010

高齢者肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日から定期接種（＝国が接種を勧奨する予防接種）に位置づけられました。ただし、定期化されましても、義務ではなく、希望される方に限り接種していただくものです。対象者の方には、4月に通知文書とお名前入りの予診票を郵送します。